

スクールロイヤーによるいじめ防止授業

6月6日（金）、3年生と4年生を対象にスクールロイヤーによるいじめ防止に関連する授業が行われました。これは法律の専門家である館林市スクールロイヤー（弁護士）が専門知識や経験に基づき、学校におけるいじめ防止に向けた取組の推進や諸問題の解決支援を行うことを目的とした事業です。



授業では、法律的な視点からみた「いじめ」について具体的な話がなされ、人権侵害はもちろんのこと、犯罪につながることもあるということ等からいじめは絶対にいけないということが強調されました。また、いじめられている状況があれば弁護士として絶対に守るから先生や親、身近な大人に相談するよう伝えられました。